（東京大学名誉教授）　岡本　康雄

瑞宝中綬章を授ける
植田　強士　大谷　昌弘　熊谷　昌八
小泉　茂美　齊藤　繁　清水　正雄
杉山　文雄　多幡　昭夫　永井　淳
橿田　清則　福田　孝一　藤城彌榮子
古屋　憲治　三宅　光次　吉田　登
渡邉　裕昌

瑞宝双光章を授ける（各通）
瀬尾　靖介　田呂丸隆夫　廣岡　清次

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二日）
天谷　一郎

瑞宝小綬章を授ける
清原　仁　高橋　慶一

瑞宝双光章を授ける（各通）
石橋　貞二　小松　齊

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三日）
小鹿　金逸　山崎　勇一

瑞宝双光章を授ける（各通）（八月四日）
（在日アメリカ合衆国軍沖縄地区調整官兼アメリカ合衆国海兵隊第三海兵機動展開部隊司令官兼在日アメリカ合衆国海兵隊司令官）アメリカ合衆国海兵隊中将　ジョン・エリック・ウィスラー
（アメリカ合衆国海軍第七艦隊司令官）アメリカ合衆国海軍中将　ロバート・リー・ムード・ジュニア

旭日重光章を贈与する（各通）（八月二十八日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年八月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

栗原　一郎　大橋　光子　上杉　恭弘
豊泉　聖子　高井　利夫　伴　亨

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

古賀常次郎　葉　國璽　馬渕　隆一

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年八月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

柴田　長俊　高木　郁太　山本　眞輔
久保　恒彦　本陣　靖司　上田　辰夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年八月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

キヤノン株式会社
住友商事株式会社
株式会社勝浦ホテル三日月

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

賞杯

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事したので、平成二十七年八月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故奥井史朗遺族　奥井　繁子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

信任状捧呈式

九月三日午前十時、宮中において、新任本邦駐在スーダン国特命全権大使ヤーシル・アブダッラ・アブデルサラーム・アフマドの信任状捧呈式を行われた。

九月三日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在カンボジア国特命全権大使チア・キムターの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年9月7日

近畿地方整備局長　山田　邦博

記

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕字田ノ口1075番1から和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字丸嶋1201番1まで

2　指定する期日　平成27年8月30日

3　通行方法　1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、道路に隣接するとともに、道路に出入りするための施設等に出入りするためやむを得ず車線から外れる場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射性を有する材料で「背高一」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成27年9月7日

秋田労働局長　小林　泰樹

第4号中「1時間679円」を「1時間695円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成2年京都労働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成27年9月7日

京都労働局長　森川　善樹

第4号中「1時間789円」を「1時間807円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成7年奈良労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成27年9月7日

奈良労働局長　**吉野　彰一**

第4号中「1時間724円」を「1時間740円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成27年9月7日

長崎労働局長　大塚　崇史

第4号中「1時間677円」を「1時間694円」に改める。